

# 澁川市自治会マニュアル

## 「地域力の向上に向けて」



令和5年5月（改訂版）

澁川市自治会連合会・澁川市

## 発行にあたって

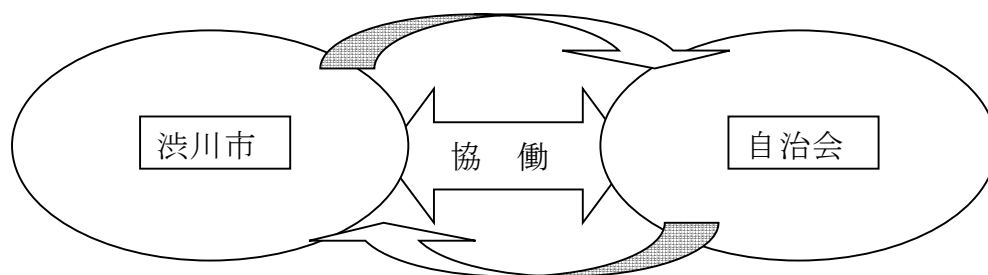
自治会は、会員相互の親睦や福祉向上のほか、連帯感の醸成、住みよいまちづくりの推進などをめざして、地域において結成され、自主的に運営されている地域を代表する組織です。そこには様々な人々が生活しており、その地域に根ざした活動が行われてきています。現在、以前の自治会活動には考えられなかったプライバシーへの配慮をどこまで行うかなどの課題に直面しております。

一方、渋川市の行政運営においては、地域の声を市政に取り入れ、きめ細かな施策を実現し、市民参加の市政を進めるうえで、自治会との連携が大変重要であります。渋川市と各自治会は、その信頼関係を高めることが、現在の様々な課題に対処するために必要であります。

このマニュアルは、そうした自治会活動や地域における組織作りの一助となり、その充実が図れるよう、また、渋川市の行政の発展につながるものと確信し、渋川市自治会連合会と渋川市の協働により作成いたしました。

つきましては、今後の自治会活動の参考になれば幸いに存じます。

### 施策の実行



### 地域の要望

\*自治会活動の担当課（相談窓口）・・・

・・・渋川市自治会連合会事務局 市民環境部市民協働推進課

(☎22-2111 内線 4315)

渋川市市民環境部	市民協働推進課	自治活動支援係	☎22-2111
	伊香保行政センター	地域サービス課	☎72-3155
	小野上行政センター	地域サービス課	☎59-2111
	子持行政センター	地域総務課	☎24-1211
	赤城行政センター	地域総務課	☎56-2211
	北橋行政センター	地域総務課	☎52-2111

## 目次

### \* 自治会とは

- 1 渋川市の自治会の成立ちと経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 自治会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 自治会の活動について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
- 4 自治会会長・役員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 《個人情報について》・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### \* 渋川市の自治会組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### \* 自治会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 1 組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- 2 予算と決算・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 連合組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 自治会の法人化（認可地縁団体）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### \* 渋川市等と自治会・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 渋川市における自治会のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 渋川市等との関わり・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 行政センターとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 渋川市行政事務等委託料等・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8
- 5 地区集会施設建設事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 地域の健康づくり推進事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 コミュニティ広場等整備補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 地域のまつり等応援事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 9 自治会加入促進等支援事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 10 市所有バスの利用について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 11 渋川市総合災害補償規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 12 自治会保険・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 13 渋川市等からの業務等依頼事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (1) 渋川市等から渋川市自治会連合会への役員選出一覧・・・・・・・・ 11
  - (2) 渋川市から自治会への依頼事項および補助金等一覧・・・・・・ 12～13
  - (3) 市以外から自治会への依頼事項および補助金・・・・・・・・ 13
  - (4) 渋川市から自治会に対する回覧依頼事項・・・・・・・・ 14
  - (5) 渋川市社会福祉協議会等からの業務等依頼事項・・・・・・・・ 14
- 14 自治会における防災活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～16

### 参考資料

- 規約例・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～22
- 自治会予算・決算書例・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～24
- 渋川市組織図（略図）・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

## ☆自治会とは☆

### 1 渋川市の自治会の成立ちと経緯

平成18年2月20日に旧渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の1市1町4村が合併して新渋川市が発足しました。合併時は、渋川、子持地区が自治会制度、伊香保、赤城、北橋地区は区長制度、小野上地区は総代でありました。平成18年に「渋川市合併市町村区長自治会長等統合検討委員会」を立ち上げ、調整会議を経て市内行政区の統一組織として平成19年2月8日「渋川市行政区連絡協議会」が設立されました。その後、平成20年度から自治会制度に統一されることに伴い、名称を「渋川市自治会連合会」と改名しています。

〈自治会の変遷〉

地区	渋川	伊香保	小野上	子持	赤城	北橋	計	備 考
H20	43	11	21	13	22	16	126	平成20年度から自治会制度
H21	40	11	21	13	22	16	123	4町共議会の発足(裏宿・川原町・上之町・中之町)
H22	40	11	4	13	22	16	106	小野上地区 21→4
H24	41	11	4	13	22	16	107	4町共議会が3町共議会(裏宿・上之町・中之町)川原町自治会となる
H27	42	11	4	13	22	16	108	3町共議会が解散し、裏宿・上之町・中之町となり、有馬第一・第二を統合し有馬となる
R1	42	8	4	13	22	16	105	伊香保地区 11→8

### 2 自治会について

自治会は、地域における人々の連帯感をより深め、安心・安全な地域、また、住み良い環境の整備等について、地域住民または行政と協働しながら創り上げることを目的とする地域の代表となる自主的な民間組織です。

しかしながら、民間組織において自治会活動をとおり地域を守るといふことの使命感は、行政等からの伝達事項によるものではなく、自分達の地域は自分達で守るといふ、共助の精神から発生する責任感であると考えます。

なお、その使命感、責任感については、会員相互の共助であるため、自治会の役員に対しての賠償責任には及ばないものでありますが、自治会活動の中で事故等が起こった場合に備え、各々の自治会では賠償責任保険に加入しております。

### 3 自治会の活動について

大きく分けると2つに分けられるものであります。一つは、自治会および地域団体とで行う自主事業。もう一つは、行政と協働して行う支援事業であります。

自主事業については、渋川市全域で画一的な事業をしなければならないということとは無く、自治会、町内会単位で個々に実施しているものです。基本的には、運動会、盆踊りまたはお祭りなど各地域で同じような行事をしております。

これは、古くからの行事であり現自治会長や役員の方にとってこの事業を止めたりすることは、難しいものでありますので、時々役員が工夫を重ねながら実施し、現在のような形になっているものであります。

また、行政との協働で実施している支援事業については、市などからの周知物の配付、簡易な調査のお願い、防犯灯の管理などがあります。

#### 4 自治会長・役員役割

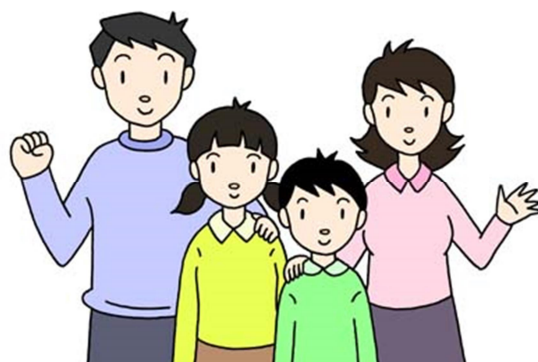
自治会活動の中心となるのが自治会長です。自治会がスムーズに運営、活動出来るようにするために会長の役割は大変重要になってきます。しかしながら1人孤軍奮闘するのではなく役員とコミュニケーションを取りながら目的達成に向け対応するものです。

役員役割については、各自治会の会員数や隣組等の編成により呼称、人数の違いはありますが基本的には、副自治会長、会計、監事および組長等になっています。副自治会長以下の役員の職務としては、自治会長を補佐することはもちろんですが、会員の日頃からの意見について、個人での判断ではなく情報を共有し自治会としての判断をする必要があります。

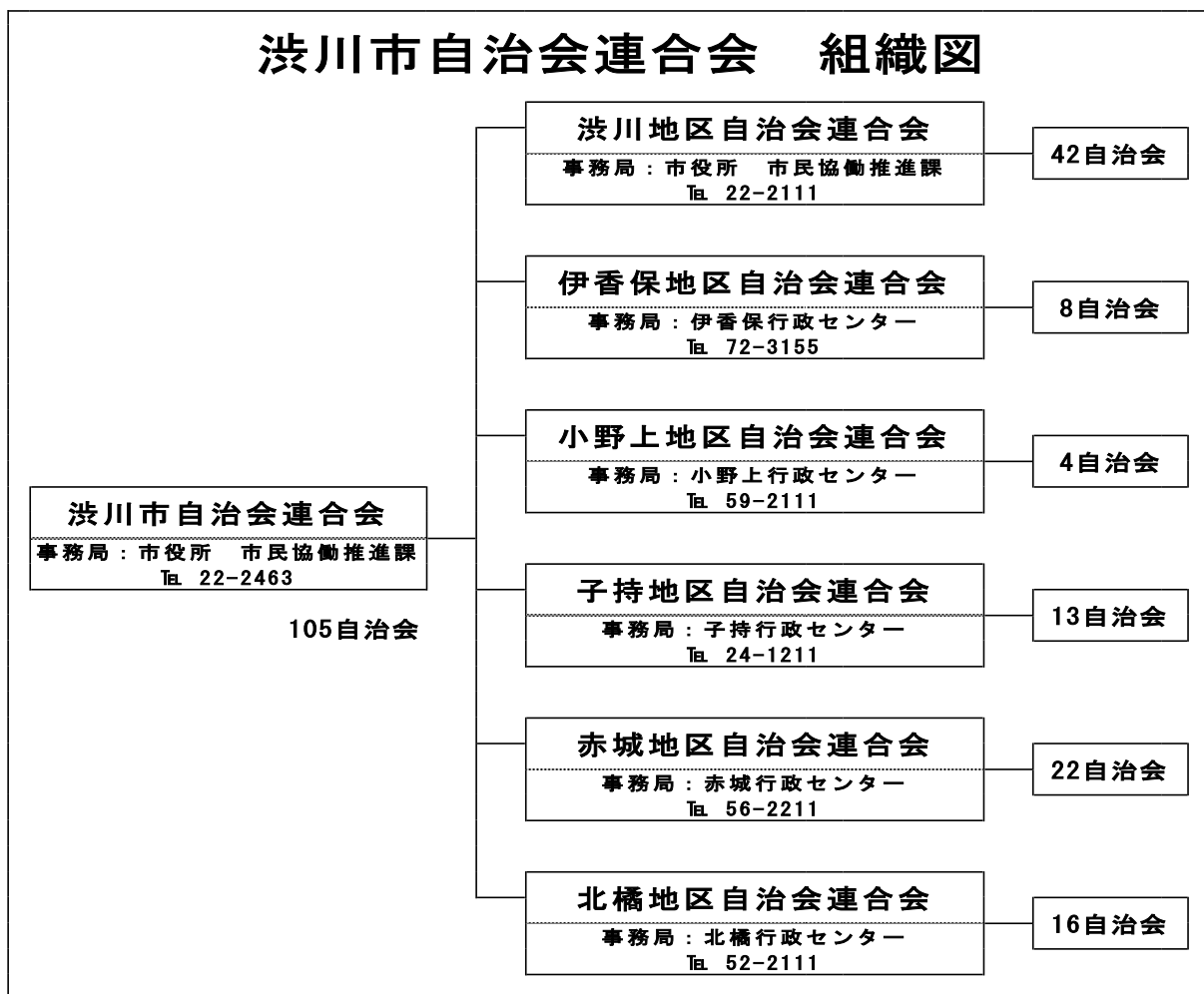
役員選出方法については、各自治会のやり方で良いと考えますが、高齢者世帯の増加や会員数の減少を避けるためにも出来るだけ柔軟な対応を行いたいものであります。

#### 《個人情報について》

自治会において知り得た会員や未加入の方の氏名、生年月日などの個人情報やプライバシーに関して、自治会長や役員の方は、慎重に対応することが必要です。プライバシーの侵害が相互の信頼感を損ね、将来的に大きな溝が生まれることもありますので最大限の注意を払う責務があります。



## ☆ 渋川市の自治会組織 ☆



## ☆ 自治会の運営 ☆

### 1 組織

自治会は、その名前のおり自分たちで治める会であり、そこには会員全体で決まり（規約）を守るという約束事が発生します。それについての決定機関を置くことになり、その組織としての役員を決めなければなりません。（以下基本的事項を記載します。）

- (1) 規約（会則）・・・自治会の役員、予算、事業等を規約（会則）に定め事業を実施するもの。なお、住民の流動性や、少子・高齢化等を勘案し、必要に応じて見直しをする必要があります。
- (2) 役員・・・自治会長、副自治会長、会計、監事等
- (3) 総会・・・自治会での決まり事や会計報告などの事業報告や予算および事業計画を承認し承諾いただく会員の全体会議
- (4) 役員会・・・役員において、事業内容や予算の支出等についての会議を実施し自治会が円滑に進むように検討する会

(5) 会費・・・自治会を運営するための費用に充てるもの

※それぞれの自治会で定めているため、会費額は異なります。

## 2 予算と決算

自治会の活動について、その内容を裏付けるものとして予算があり、また、その内容報告が決算です。会員から会費を徴収し自治会運営をする訳ですので、予算、決算は、総会の議決が必要です。

収入・・・会費を基本とし、それ以外に渋川市の行政事務委託料や各種補助金等で賄われます。

《予算書見本別紙のとおり 23 ページ》

支出・・・予算を基に自治会活動に対する経費を支払うものであり、総額を超える事は出来ませんので、予算外の支払いについては、役員の承諾が必要です。

《決算書見本別紙のとおり 24 ページ》

## 3 連合組織

自治会は、独立した任意団体ですが、自主事業や支援事業を効率よく実施するうえで地域ごとに連動する地域連合を組織しています。

渋川市では、合併前の市町村単位とした6地区に、自治会の集合体である地区連合会が組織され、地区連合会の集合体を渋川市自治会連合会と称し、各地区連合会の正副会長を役員として組織しています。

## 4 自治会の法人化（認可地縁団体）

（担当 市民環境部市民協働推進課・各行政センター）

自治会等の地縁による団体は、市町村長の認可を得ることにより、法人格の取得ができます。これにより、自治会館や土地などの不動産を自治会名義で登記することが可能となります。自治会名義とすることで、建物や土地の名義人が死亡した際に、相続トラブルが発生することをあらかじめ防ぐことができます。

認可を得るためには一定の条件を満たす必要がありますので、詳しくは市民協働推進課までお問い合わせください。

## ☆ 渋川市等と自治会 ☆

### 1 渋川市における自治会のあり方

自治会は、行政と対等な立場であり、お互いにその立場を尊重するものであります。

自治会業務のひとつとして、渋川市の施策を補助する業務もありますが、決して渋川市の下部組織ではなく地域における任意団体と位置付けるものであります。

### 2 渋川市等との関わり

自治会は、地域の生活、教育、安全等の環境をより良いものにすることも、ひとつの目的であります。それが達成出来れば、渋川市も住みよい街となるものであります。

渋川市や社会福祉協議会等の公益団体と協働する立場であることを認識し、行政の下請けではなく、ひとつの任意団体として、各事業へ取組むものであります。

また、「自治会なくして地域は動かず」と自負することも大切であり、その信念においても、積極的に各事業に参画し、住みよい地域づくりを目指すため行政等へ要望書の提出も必要であります。

要望書の提出については、要望する地域住民の承諾を得てから提出することが原則です。

### 3 行政センターとの関係

渋川市には、合併前の町村単位とした5地区に行政センターがあります。行政センターの事務局としての立場で各自治会とは緊密な立場で業務に携わっております。

また、自治会だけではなく、行政センターが関係する各種団体の事務も関わっております。

地域に密着した地域の活動団体の拠点として設置されておりますので、事務的な相談事につきましては、気軽にお越しく下さい。

### 4 渋川市行政事務等委託料等

(担当 市民環境部市民協働推進課・各行政センター)

〈渋川市行政事務等委託料〉

市行政事務連絡を円滑かつ効率的に運用することを目的に、市が行うべき行政事務を各地区の自治会連合会と委託契約を結び行っていただいております。



### 【委託内容】

1. 広報紙その他周知文書の配布
2. 簡易な調査、報告
3. 地域コミュニティ事業の実施
4. 防犯灯の維持管理
5. 道路の維持管理
6. その他市長が認めるもの

#### 〈渋川市自治会連合会支援補助金〉

渋川市自治会連合会及び地区自治会連合会の運営に要する経費、自治会長相互の親睦を行うために要する経費に対して補助するものです。

※補助金には、渋川市自治会連合会及び各地区自治会連合会に対しての補助金があります。

#### 〈渋川市掲示板設置費補助金〉

自治会等が健全な地域社会づくりを目的として、地域の情報を住民に広く周知を図るため設置する掲示板の新設設置に対して補助するものです。

## 5 地区集会施設建設事業補助金

(担当 市民環境部市民協働推進課、各行政センター)

コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設の建設事業に要する経費について、予算の範囲内で補助するものです。

補助率及び補助金限度額

補助対象	補助率	限度額
建物の新築	1 / 4	500万円
建物の増築、既存建物の買収	1 / 2	400万円
建物の改築、段差解消等バリアフリー化、耐震化工事	1 / 2	200万円
建物の改修	1 / 2	50万円

※ 補助対象事業費が20万円未満の場合は対象となりません。

## 6 地域の健康づくり推進事業補助金

(担当 市民環境部市民協働推進課、各行政センター)

広場や集会施設の敷地など、地域住民の活動拠点となる場所への健康遊具設置に要する経費に対して、予算の範囲内で補助するものです。

補助対象となる事業	①自治会等が自主的に管理運営を行っている広場等へ設置し、定期的に保守点検をすること ②耐用年数及び広場等の使用権が10年以上あること
補助対象となる経費	健康遊具の設置（撤去、処分費は対象外） ※屋外に設置する遊具のうち、製造メーカー等が発行するカタログ等に、健康増進を目的とする旨の記載があるものに限る
補助率、限度額	補助対象経費の3/4 限度額30万円

## 7 コミュニティ広場等整備補助金

(担当 市民環境部市民協働推進課、各行政センター)

コミュニティ広場等の整備に要する経費に対して、予算の範囲内で補助するものです。自治会館等の敷地についても、広場等と同等のものとして扱います。

補助対象となる事業	①自治会等が自主的に設置し管理・運営を行っている ②広場等が10年以上継続して使用できる体制である ③面積が300平方メートル以上の規模である
補助対象となる経費	①土地の整備 ②土地の境界等に設置するフェンスなど ③広場内に設置するトイレ等の工事費 ④広場内に設置する照明等や看板等の工事費
補助率、限度額	補助対象経費の1/2 限度額50万円

## 8 地域のまつり等応援事業補助金

(担当 市民環境部市民協働推進課、各行政センター)

地域の小さなお祭りや行事に必要な備品等の購入費や記録保存費に対して、予算の範囲内で補助するものです。

補助対象となる経費	備品購入費、被服装飾費、修繕費、記録編纂費
補助率、限度額	補助対象経費の2/3 限度額5万円

## 9 自治会加入促進等支援事業補助金《新規》

自治会連合会が実施する、チラシの作成等、加入促進のための経費に対して、予算の範囲内で補助するものです。個々の自治会に対する補助ではありませんが、作成したチラシ等は、個々の自治会でも活用することを想定しております。

補助対象となる経費	市内の自治会連合会が自治会員の加入促進のために要する経費
限度額	限度額 20 万円

## 10 市所有バスの利用について

連合組織（地区自治会連合会、市自治会連合会）において、研修事業等を実施する場合等、一定の要件を満たせば市所有マイクロバスを利用することができます。

- ※ 燃料費、有料道路料金などの実費はご負担いただきます。
- ※ 対象は連合組織のみであり、単位自治会での利用は対象外となります。

## 11 渋川市総合災害補償規程（担当 市民環境部市民協働推進課、各行事等担当課）

渋川市が設置する学校の管理下にある者又は市が主催する行事等に参加中の者が死亡、後遺障害を生じた場合や、傷害により入通院した場合に補償する制度です。

## 12 自治会保険

自治会活動及び行事中に生じた賠償事故による損害に対して、補償する自治会保険に加入しています。加入は自治会単位によるもの、各地区連合組織により加入している場合があります。



### 1 3 渋川市等からの業務等依頼事項

「地域の意見は地域から」と考えた場合、自治会長が行政に発信するのが自然であります。そういう意味では、各種委員に自治会長等を選任することは大切なことであり、渋川市の使命と考えます。また、地域住民への周知方法については、回覧板を利用しております。人から人への伝達が一番であり、そこにコミュニケーションが生まれるものであり、現在の様なIT時代であっても、回覧板は必要と考えます。渋川市等からの周知物の回覧には、積極的に協力するものです。

#### (1) 渋川市等から渋川市自治会連合会への役員選出一覧

(渋川市自治会連合会役員が対象)

[令和5年5月1日現在]

担当課等	委員会等の名称	備考
政策戦略課	渋川市総合計画審議会	委員
	渋川市まち・ひと・しごと創生検討会議	委員
	渋川市男女共同参画推進懇談会	委員
危機管理室	渋川市安全で安心なまちづくり協議会	委員
環境森林課	渋川市環境審議会	委員
市民協働推進課	渋川市空家等対策協議会	委員
地域包括ケア課	渋川市民生委員推薦会	委員
	渋川市地域福祉推進委員会	委員
高齢者安心課	渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク	関係機関
	地域助け合い活動推進協議体	委員
	渋川市高齢者福祉推進委員会	委員
健康増進課	渋川市地域医療支援センター運営委員会	委員
保険年金課	年金委員	委員
商工振興課	渋川市中小企業振興会議	委員
都市政策課	渋川市都市計画審議会	委員
	渋川市土地開発公社	理事
	渋川市立地適正化計画策定協議会	委員
交通政策課	群馬県地域公共交通活性化協議会 (県土木整備部交通政策課)	委員
総務経営課(上下水道局)	渋川市上下水道事業の経営に関する協議会	委員
教育総務課	渋川市奨学金貸与審査会	委員
学校教育課	渋川市生きる力を育てるための学校・家庭・地域三者連携推進協議会	委員
	渋川市いじめ問題対策連絡協議会	委員
生涯学習課	渋川市青少年問題協議会	委員
	渋川市人権教育推進協議会	委員
	渋川市社会教育委員	委員
	渋川市生涯学習推進協議会	委員
美術館	渋川美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会	委員
社会福祉協議会	渋川市社会福祉協議会	理事、監事、評議員
	群馬県共同募金会渋川市支会運営委員会	監事
	渋川市地域福祉活動計画策定委員会	委員
渋川地区医師会	渋川地区在宅医療介護連携支援センター運営協議会	幹事

## (2) 渋川市から自治会への依頼事項および補助金等一覧

### 〈依頼事項〉

業務内容	担当課	依頼事項
広報しぶかわの配布	市民協働推進課	毎月1日・15日に「広報しぶかわ」の配布 各所属や関係団体が作成した印刷物の毎戸配布、又は回覧を依頼（随時）
道路や水路の改良や修繕など要望の取り纏め	土木維持課	緊急を要するものや軽微な維持補修の要望取り纏め（随時）
建設工事等実施要望書の取り纏め		建設工事等の要望の取り纏め（4月～5月）
防犯灯の維持管理	危機管理課	防犯灯の設置要望の調整、維持管理等を依頼
赤十字活動資金の募集	地域包括ケア課	日本赤十字社からの活動資金の協力依頼（5月）
緑の募金に係る資材の配布及び募金	都市政策課	春の緑化推進運動期間中に、緑の募金に係る資材の配布及び募金活動を依頼（5月）

### 〈補助金〉

名称	担当課	概要
渋川市地区集会施設建設事業補助金	市民協働推進課	集会施設の建設及び増改築等に要する経費に対し補助（詳細は、本編の8ページ参照）
地域の健康づくり推進事業補助金		広場等への健康遊具設置に要する経費に対し補助（詳細は、本編の9ページ参照）
コミュニティ広場等整備補助金		広場等の新設・改良に要する経費に対し補助（詳細は、本編の9ページ参照）
地域のまつり等応援事業補助金		地域の小さなお祭りや行事に必要となる備品等の購入費や記録保存費に対し補助（詳細は、本編の9ページ参照）
コミュニティ助成事業補助金		一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティ活動に対する助成 ・一般コミュニティ助成事業（施設又は設備の整備に対する助成） ・コミュニティセンター助成事業（集会施設の建設整備に対する助成）

魅力あるコミュニティ助成事業補助金	市民協働推進課	公益財団法人群馬県市町村振興協会が行うコミュニティ活動に対する助成 ・備品整備（一般設備、伝統芸能備品） ・住民センター整備（新築、改築・改修）
渋川市掲示板設置費補助金		掲示板の新設設置に対する補助
自主防災組織等活動支援補助金	危機管理室	自主防災組織等に対する防災資機材の整備及び啓発に対する補助
防犯カメラ設置事業補助金		地域の防犯を推進するため、自治会や防犯団体が設置する防犯カメラの設置費用に対する補助
安全安心まちづくり推進事業補助金		防犯教室における講師報償、防犯グッズの購入等に対する補助
資源ごみ回収拠点整備等事業補助金	環境森林課	資源ごみ集積所新設及び改修に要する経費に対する補助
ごみ集積所管理事業補助金		ごみ集積所新設及び改修に要する経費に対する補助

### (3) 市以外から自治会への依頼事項および補助金

名称	担当	概要
地域振興調整費補助金 【地域振興事業】	渋川行政県税事務所	地域の振興及び活性化、地域の課題解決、将来に向けた芽だし等のための事業に対して助成
地域振興調整費補助金 【住民センター等整備事業】		行政と地域住民が連携し、地域のコミュニティ機能強化を目的に、住民センターの新設、全面改築、改修に対して助成
花と緑のクリーン作戦	渋川土木事務所	花や緑の活動を通じた、心温かい地域社会の形成と美しいふるさと群馬づくりのため、自発的な住民組織による活動を支援

(4) 渋川市から自治会に対する配布物（毎戸・回覧）依頼事項（主なもの）

業務内容	担当課	依頼事項
毎戸配布物及び回覧物の配布	健康増進課	渋川市保健カレンダー（毎戸、3月）
	観光課	渋川へそ祭り等ポスター及びチラシ
	スポーツ課	「スポーツ推進委員だより」の回覧物
	その他	各種お知らせ等

(5) 渋川市社会福祉協議会等からの業務等依頼事項

業務内容	依頼事項
渋川市社会福祉協議会会費納入の依頼	会員からの会費の納入（5月～6月）
社会を明るくする運動募金の依頼	渋川北群馬保護区保護司会及び渋川北群馬地区更生保護女性会からの募金依頼（7月）
赤い羽根共同募金及び地域歳末たすけあい募金の依頼	渋川市共同募金委員会（事務局：渋川市社会福祉協議会）からの募金依頼（10月～12月）



## 1 4 自治会における防災活動

### (1) 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民の自衛意識と連帯感に基づいて、自発的に結成される組織です。

自治会などを母体に地域で組織され、平常時は防災訓練や防災知識の普及活動などを行い、災害時には地域で中心となって防災活動を行います。

### (2) 自主防災組織の必要性

災害が発生した場合、市や消防機関等は、全力をあげて救出活動等を行います。しかし、大規模災害により、建物の倒壊、電話や交通網の寸断、火災など、各地で同時に被害が発生した場合は、公的な防災関係機関だけでは充分対処できないことが、過去の災害経験から実証されています。

このような状況では、地域住民による防災活動に頼らざるを得ません。災害時は個人の活動では限界があり、危険を伴います。地域でお互いに協力し、消火活動や救出・救護活動に組織的に取り組むことで、何より大切な人命の救助に、より大きな効果が発揮されるのです。

### (3) 助け合いの輪 — 自助・共助・公助の連携 —

災害は、いつ起こるかわかりません。いざというとき、まず第一に自分や家族を守るのは自分の力（自助）です。

しかし、自分ひとりの力では対応できなくなったとき、頼りにできるのは、地域の人々による助け合い（共助）です。地域には高齢者、妊婦、乳幼児、障害者、外国人など、災害時に弱い立場に立たざるを得ない人もいます。この人たちへの支援や協力には、地域住民による組織的な体制が必要不可欠です。

また、行政機関は少しでも早く、全力で各地の応急対策活動にあたるよう努めます（公助）。

災害時の被害を最小限に抑え、状況の安定、復旧に向かうには、自助・共助・公助がそれぞれ機能し、互いに連携することが必要です。

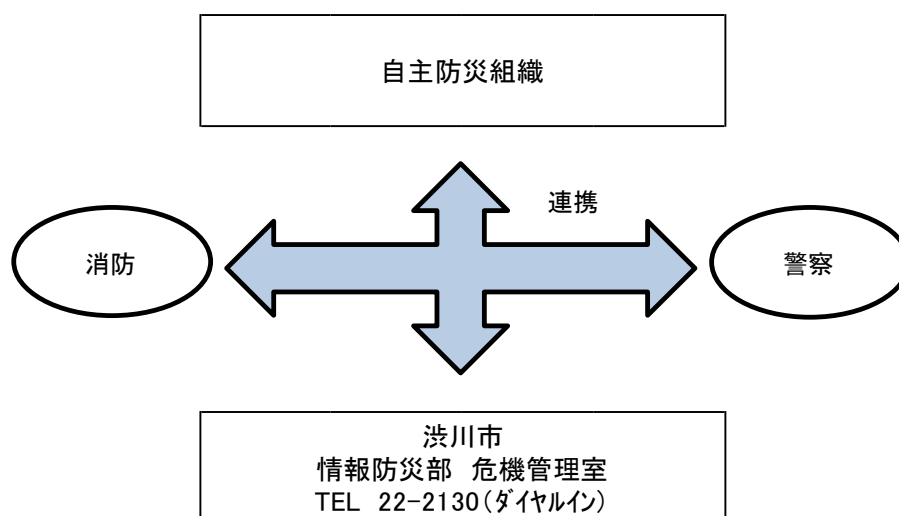




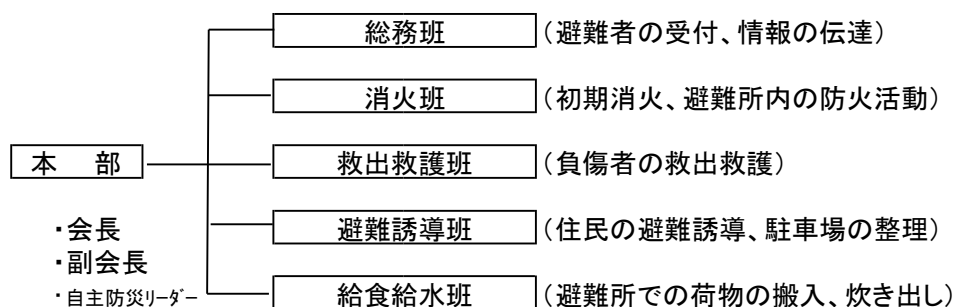
### 〈自主防災組織の現状〉

地区	自治会数	加盟数	組織率	組織数	規約数	備考
渋川	42	42	100%	37	35	H27.12 上村自治会が設置(渋川地区で37 自主防災組織)
伊香保	8	8	100%	3	3	H25.10 設置(伊香保地区で3 自主防災組織)
小野上	4	4	100%	1	1	H24.4 設置(小野上地区で1 自主防災組織)
子持	13	13	100%	13	13	H20 年度設置(子持地区で13 自主防災組織)
赤城	22	22	100%	1	1	H27.1 設置(赤城地区で1 自主防災組織)
北橋	16	16	100%	1	1	H24.2 設置(北橋地区で1 自主防災組織)
合計	105	105	100%	56	54	

### 自主防災組織と他組織との関係



### 〈自主防災組織(例)〉



※ 各班に、人員を配置し正副班長を設ける。  
役員会は、本部役員と各班長で構成される。

以下の規約は、認可地縁団体になるための要件を満たすものとなっています。今後、認可地縁団体への移行の検討や、現在、それぞれお持ちの規約（会則）変更の参考としてください。

## 規約例

◎「会則」、「規約」、「規則」等でも差し支えありません。

## 〇〇自治会規約

◎団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいが、河川や道路等による区域の表示（〇〇町のうち△△川の北の区域）も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇自治会（町内会・町会）と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、渋川市（町名）〇〇番地□号から（町名）〇〇番地□号までの区域とする。

(事務所)

◎代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という定めもできます。

第3条 本会の事務所は、群馬県渋川市（町名）〇〇番地□□号に置く。

(目的)

第4条 本会は、会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、地域的な共同活動を行うとともに会員の連携を密にし、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報誌の配布及び回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備に関すること
- (3) 集会施設の維持管理に関すること
- (4) 防災、防犯、交通安全に関すること
- (5) 福祉増進及び文化教養の向上に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事項

### 第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、  
〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) その他の役員 〇人

(4) 監事 〇人

◎必ず会長を1人置かなければなりません。  
また、会長の不慮の事故などに備え、副会長を置くことが適当です。  
◎その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。  
◎監事は1人又は複数人置くことが適当です。

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第12条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の議長は、会長がこれにあたる。)

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

◎表決権は、会員1人1票を原則とし、未成年者は、民法の定めに従い法定代理人(親権者)の同意を要する。

第22条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。  
ア 事業計画の決定  
イ 事業報告の承認  
ウ 予算の決定  
エ 決算の承認

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

◎議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準

用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### (資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

### (経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

### (事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

◎事業計画・事業報告及び予算・決算は重要事項のため、総会の議決または承認が必要となります。

### (会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、

◎規約変更は、総会の専権事項で、市長の認可がないと効力は生じません。

渋川市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。

# 収支予算書の書式例

参考資料

令和 年度 \_\_\_\_\_ 自治会 収支予算書

〈収入〉

単位：円

科目	本年度	前年度	比較	説明
1 会費				自治会費( 円)
2 補助金及び委託料				運営費補助金( 円) 行政事務委託料( 円) その他( 円)
3 繰越金				前年度繰越金
4 雑収入				
合計				

〈支出〉

単位：円

科目	本年度	前年度	比較	説明
1 会議費				
1 総会費				
2 諸会議費				役員会議費( 円) その他会議費( 円)
2 負担金				体育協会費( 円) 連合会負担金( 円) 〇〇負担金( 円) 〇〇負担金( 円) その他( 円)
3 事業費				
4 助成費				
5 衛生費				
6 交際費				役員交際費( 円) その他( 円)
7 慶弔費				
8 報償費				役員手当( 円) 記念品代( 円) その他( 円)
9 集会施設維持費				
10 事務費				
11 諸費				
12 予備費				
合計				

令和 年度収支予算は上記のとおりです。

令和 年 月 日

自治会長

印

会 計

印



# 収支決算書の書式例

参考資料

令和 年度 \_\_\_\_\_ 自治会 収支決算書

〈収入〉

単位：円

科目	予算額	収入済額	増減	説明
1 会費				自治会費( 円)
2 補助金及び委託料				運営費補助金( 円) 行政事務委託料( 円) その他( 円)
3 繰越金				前年度繰越金
4 雑収入				
合計				

市からの運営費補助金を記入してください。

市からの行政事務委託料を記入してください。

〈支出〉

単位：円

科目	予算額	支出済額	差引残額	説明
1 会議費				
1 総会費				
2 諸会議費				役員会議費( 円) その他会議費( 円)
2 負担金				体育協会費( 円) 連合会負担金( 円) 〇〇負担金( 円) 〇〇負担金( 円) その他( 円)
3 事業費				
4 助成費				
5 衛生費				
6 交際費				役員交際費( 円) その他( 円)
7 慶弔費				
8 報償費				役員手当( 円) 記念品代( 円) その他( 円)
9 集会施設維持費				
10 事務費				
11 諸費				
12 予備費				
合計				
翌年度繰越金				収入合計－支出合計

支出の合計金額を記入し、繰越金はその下の行に記入してください。

令和 年度支出決算は上記のとおりです。

令和 年 月 日

自治会長

印

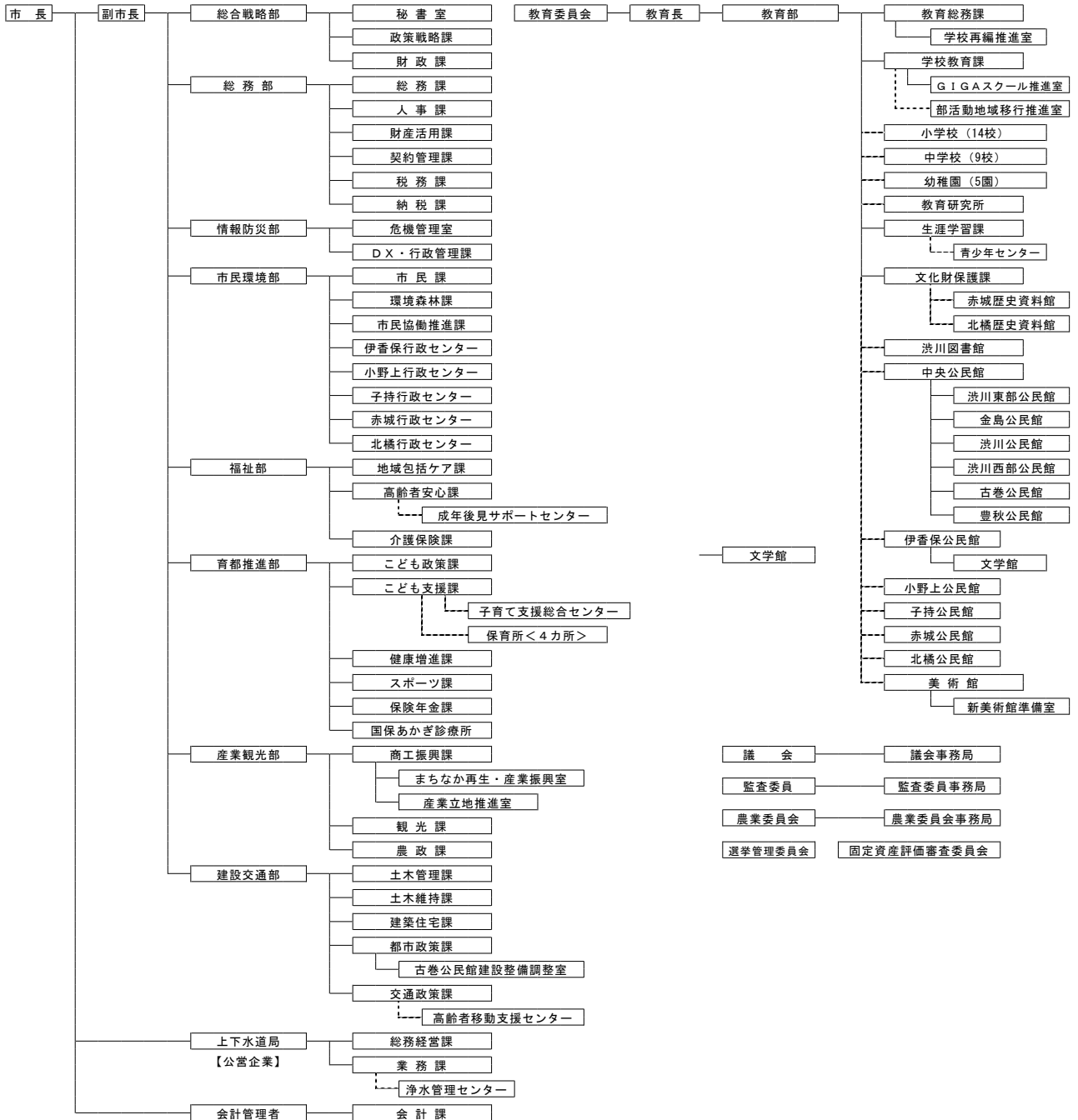
会計

印

必ず自治会長、会計の押印をしてください。

# 渋川市組織図(略図) 令和5年4月1日現在

## 渋川市組織機構図





発行日 平成25年3月  
改訂日 令和5年5月  
作成 渋川市自治会連合会・渋川市  
編集 市民環境部市民協働推進課  
発行 渋川市

〒377-8501  
群馬県渋川市石原80  
渋川市 市民環境部市民協働推進課  
TEL0279-22-2111(代表)

渋川市HP <http://www.city.shibukawa.lg.jp/>  
※このマニュアルは、上記HPよりダウンロードできます。